

福祉施策審議会(質疑応答事前集計表)

NO	質問事項	回答事項	
1	民設、民営への移行する二施設は、現在の社会状況(市の財政問題等)においては妥当な方法であろう。今後、他の保育所も徐々に民営化に移行してもよいのではないか。しかし、障害児保育、病児、病後児保育、時間外保育、夜間保育、私立保育所では保育が困難のある児に対しては、公立の保育所が責任を持って担当する。私立保育所においても保育ができる施設であれば行うことができる。	現在、時間外保育は公立7園全てが19時まで、私立は3園が19時まで、その他7園は最大22時まで実施しています。 また、障害児保育は公立私立とも実施しています。 その他、公立では実施していない私立の保育サービスは病後児保育、一時保育、休日保育などがあります。 時間外保育時間の延長や一時保育など保護者が求める保育サービスは多様化しており、私立保育所は、公立保育所では提供できないサービスを提供しています。 このようなことから、民設民営化は、保育サービスを充実させる一面も持っています。	
2	民営に移行することで保護者、市民に対しての説明に困難が生ずるであろう。理解してもらえる様な説明が必要である。	保護者・市民に対する説明は、民設民営化における最重要課題の1つです。 市の財政事情や社会福祉法人の信頼性、更には、市民や有識者により構成している福祉施策審議会の見解などを、充分に説明し、理解をいただきたいと考えています。	
3	民営に移行することで、保育士、職員の身分の取り扱いの問題はどうのようにするのか。	公立保育所の職員は、保育士・看護師・調理師がおり、それぞれ、正規職員と臨時職員を配置しています。 職員は、他の施設への異動によって対応していきます。	
4	民営の場合、保育内容に問題がおこりやすいのではないか。経営者、保育士の質の問題がある。(経営者の経営方針によって保育内容が左右されやすい)市が指導的立場になってほしい。	設置者となる社会福祉法人は、認可時点、更には、実務面においても千葉県から監査を受け、適正な運営に努めています。 また、保育士資格は、国家試験により取得するものであり、園長をはじめとする保育士は、正職・臨職を問わず、全て有資格者を配置しています。 そのため、保育水準は、公立・私立に格差ではなく、仮に改善の必要がある場合には、本市も千葉県とともに適切な指導を行ってまいります。	A委員
5	公立幼稚園も順次廃園し、新たな、幼児教育の充実や支援機能強化を担う目的の施設を建築する予定のようですが、是非、完成させてほしい。	公立幼稚園は、江戸川台幼稚園の建替え等について、流山市幼稚園協議会(教育委員会の諮問機関)からの答申を基に、今後の方針を政策決定する予定です。	
6	幼保一元化(総合施設)の導入については、どのように考えているのか。(国も考えているが。市町村によっては、導入されている所もある)公立幼稚園の廃園の問題もあるので合わせて考えて見てもよいのではないか。ゼロ歳から3歳までは現在の保育所的保育、4歳から5歳は就学に備えて、学校教育に順応できる内容を取り入れた保育、幼児教育(現在の幼稚園的教育)を目的とした総合施設を検討してはどうか。	国は、幼保一元化の具体策として「認定子ども園」(幼稚園が保育所の機能を取り入れる、或いは保育所が幼稚園の機能を取り入れる。千葉県が認可する。)の設置を奨励しています。ただし、現段階では、将来に向けた、財政的支援などが不明瞭であるため、本市における当該制度の導入は、考えていません。 ただし、今後、保育需要が増加していく中で、幼保一元化は、重要な課題であると受け止めており、国の動向等を研究していきます。	
7	「おおたかの森送迎保育ステーション」働く保護者、市民に好評を得ているようである。成果を期待したい。	送迎保育ステーションは、おおたかの森駅前と南流山駅前の2か所に設置しています。今後も、待機児童の解消策として、サービスの充実に努めています。	
8	廃止候補になっている保育所の総括について、どういう特徴を持つ保育所なのかがわからない(地域性、保育内容、保育士の経験年数による配置、保育士の正規非正規の配置、親の所得分布、保育所に対する親のかかわり、などの項目を考えています)。	・保育所は、公立・私立ともに市が保育料を徴収するため、保護者の所得分布と各保育所の入所状況に各園固有の状況は発生しません。 ・保育内容、親のかかわりについては、別添「流山市内保育所(園)入所案内」を参照してください。 名都借保育所;①地域性:調整区域(新たな保育所用地が確保しやすい) ②保育士経験年数(平均22.3年)③正規職員の比率57% 長崎保育所;①地域性:調整区域(新たな保育所用地が確保しやすい)②保育士経験年数(平均19.4年)③正規職員の比率56%	
9	保護者説明会について、すべてが決まった後に説明会を開く事になっているが、利用者の意見、地域の実情が最優先されるべきと考える。最初に説明会を開き保護者・地域住民の意見を計画に反映していくべきではないか	保護者・地域に対しては、市の財政事情や社会福祉法人の信頼性などとともに、第3者である市民や専門的有識者の意見、議会の意見などを、充分に説明することが重要と考えます。 また、政策決定は、保護者・地域への説明会が終了して、最終的に決定します。	
10	引継ぎについて、子どもの目線で民営化事業を見たとき施設、保育内容、保育士が全て入れ替わることについてどう考えているか	他市における事例では、引継は、円滑に移行していると思います。その背景には、当然、子どもが置かれる環境も充分留意していると受け止めています。 そこで、引継期間を充分に設けるとともに、他市の事例を参考として、子どもが置かれる環境を第1に考えて対応します。	B委員
11	引き継ぐ私立の保育園の考え方に対する公立の保育所が今まで取り組んできたことをどこまで反映できるのか	引き継ぐ社会福祉法人の選択にあたっては、市の要求を反映させた仕様書の提示とともに、プレゼンテーションの実施などを検討しています。これにより、公立の保育所の保育方針と同等以上の保育環境を創設できると考えています。	
12	地域の子育て支援のバランスについて、東部地域に公立の子育て支援施設が向小金保育所と向小金児童センターしかなくなるが、公的支援が薄くなると心配されるがどう考えているのか	保育所は、民設民営であっても公益性は非常に高く、運営経費も全て市が負担していることから、公的支援が薄くなるとは考えていません。むしろ、延長保育の充実や一時保育、子育て支援センターの設置などにより、子育て世帯に対しては利便性が向上すると考えています。	
13	耐震補強を行なう施設について、特に平和台保育所は、預かる子どもの人数が非常に多いため保育をしながらのリニューアルは難しいと考える。どのような手順でリニューアルをしていくのか。そのための保護者・地域への説明会の開催、子どもへのケアについてどのように考えているか	保育所には、小中学校とは違い、夏休みがないため、在園中でも安全・安心を確保した建築技法による、耐震補強工事を予定したいと考えています。工事の際には、子どものケアに細心の注意を払い、保護者・地元への説明会も開催します。	

	保育所に限らず公立施設を民間施設に代えるというのは、一般的に抵抗が強いよう思う。引き受けるべき民間機関がしっかりとしたきちんとした組織であることが必要だと思う(八千代市のような例もありました)。それと、公立施設ではできなかつた付加価値(例えば、一時保育や時間外保育、病児保育ができるとか~そのようなニーズがあるかどうか私は知りませんが)がある施設だと受け入れやすいと思う。民間施設にしたら、一時保育の枠が減ってしまったというのはまずいと思う。 質問のかたちにすると、以下のとおり。		
14	適正な民間機関であるとかないとかの判断基準を用意してあるのか。	社会福祉法人は、認可の段階から、都道府県による厳しい指導監査を受け健全な運営に努めています。その前提に立ち、社会福祉法人の選択にあたっては、市の要求を反映させた仕様書の提示とともに、プレゼンテーションの実施などにより、厳選したいと考えています。	C委員
15	民間機関の参入について、「〇〇サービスを必ず加えること」のような条件をついているか。	市が提示する仕様書の中には、延長保育・一時保育、更には、子育て支援センター等の保育サービスの実施なども盛り込む予定です。	
16	民間施設に代えたために今まであったサービスがなくなってしまったら、そのサービスを公立施設に新たに肩代わりするのか。	別添「流山市内保育所・保育園一覧表」のとおり、私立の保育サービスは、公立の水準を上回っており、今後、新設する私立保育所にも公立を上回るサービス水準を要求するため、今まで公立が提供していたサービスがなくなるということは想定していません。	
17	4施設のうち、2施設を民設民営への移行については、賛成である。保育所の民設民営については、公正中立であり、営利目的で行う法人ではない社会福祉法人に認可が認められている中で、公立と違った運営を充分発揮できるはずである。 現に、公立保育所で行われていない事業を社会福祉法人運営の中で、行われているのが事実である。 また、保育料については、公立と民営の違いはなく同額であり、国から補助金ができる施設整備費や維持運営費を考えると、市の経済的負担は、はるかに少なくなるのが現状である。 そこで、私立と公立との、施設整備費や維持運営費はどの程度違うのか。	<p>施設整備費は、鉄筋コンクリート2F建てで、概ね、3億円かかります。民設の場合には、国の整備費補助金は、約2億円を対象経費とし、国が1/2(1億円)、市が1/4(5千万円)負担しています。一方、公設の場合には、国から補助金は支給されません。</p> <p>私立の運営費は、国が定める基準額(運営費(児童1人あたりの単価に児童数を乗じた額) - 国が定める理論上の保育料)に対し、国が1/2、千葉県が1/4、市が1/4を負担します。一方、公立の場合には、国・千葉県から負担金は支給されません。</p> <p>市の負担額 《施設整備費》 公立:3億円 私立:5千万円 【運営費】(年額) 公立(人件費+管理運営費) ÷ 7施設 = 1億5千5百万円 A 私立(運営費+運営補助金) ÷ 9施設 = 1億3千万円 私立(運営費+運営補助金-国県負担金-県運営補助金) ÷ 9施設 = 8千5百万円 B A - B = 7千万円 * 運営費は、H21年度決算ベース</p>	D委員

流山市内保育所・保育園一覧表

	名 称	所 在 地	電話番号	受入年齢	延長保育 (朝) (月～土)	延長保育 (午後) (月～金)	延長保育 (午後) (土)	一時保育	休日保育	病後児保育	子育て 支援 センター	統合保育
公 立 保 育 所	中野久木保育所	流山市中野久木373	7152-0921	6カ月から	7:00～	～19:00	～19:00	—	—	—	—	○
	平和台保育所	流山市平和台2-6-3	7158-1424	6カ月から	7:00～	～19:00	～19:00	—	—	—	—	—
	江戸川台保育所	流山市江戸川台東3-5	7152-0611	6カ月から	7:00～	～19:00	～19:00	—	—	—	—	—
	名都借保育所	流山市名都借289	7144-1228	6カ月から	7:00～	～19:00	～19:00	—	—	—	—	—
	長崎保育所	流山市長崎2-561	7144-7886	6カ月から	7:00～	～19:00	～19:00	—	—	—	○	—
	向小金保育所	流山市向小金3-102-1	7174-5217	6カ月から	7:00～	～19:00	～19:00	—	—	—	—	—
	東深井保育所	流山市東深井177-2	7154-6025	6カ月から	7:00～	～19:00	～19:00	—	—	—	—	—
私 立 保 育 園	なかよし保育園	流山市南流山7-5-1	7158-5500	生後43日から	7:00～	～19:00	～19:00	—	—	—	○	—
	おおたかの森ナーサリースクール	流山市十太夫99-4	7154-2448	生後57日から	7:00～	～19:00*	～19:00*	○	△分園	—	○	—
	八木北保育園	流山市駒木台118-1	7152-0504	生後57日から	7:00～	～19:00	～17:30	○	—	—	○	—
	松の実保育園	流山市名都借464	7145-4312	生後57日から	7:00～	～18:30	～17:30	—	—	—	○	—
	西平井保育園	流山市西平井588	7159-7473	生後57日から	7:00～	～19:30*	～19:30*	○	—	—	○	—
	かやの木保育園	流山市大畔198	7159-2700	生後57日から	7:00～	～21:00	～18:30	○	—	—	○	—
	みやぞの保育園	流山市宮園2-8-15	7159-2954	生後43日から	7:00～	～22:00	～22:00	○	○	—	○	—
	流山わらしこ保育園	流山市加4-12	7150-2654	生後43日から	7:00～	～22:00	～19:00	○	—	○	○	—
	南流山聖華保育園	流山市南流山2-29-4	7159-3401	生後57日から	7:00～	～22:00	～22:00	○	○	○	○	—
	城の星保育園	流山市流山9-500-42	7170-2111	生後57日から	7:00～	～22:00	～19:30	○	—	—	○	—

※正規の保育時間は午前8時から午後4時までです。保護者の仕事などの都合で、正規の保育時間内でお子さんの送迎ができない場合、延長保育の制度があります。延長保育については、各保育所(園)に申し込んで下さい。一時保育、休日保育、病後児保育、統合保育については各園にお問い合わせ下さい。

*おおたかの森ナーサリースクールでは、延長保育があります（平日7:00～22:00、土7:00～20:00）

*西平井保育園分園では、延長保育があります（サヌキッズ 平日7:00～22:00、土7:00～19:30）（セントラルキッズ 平日7:00～19:00、土7:00～19:00）